平成２８年（フ）第３８７号
相模原市緑区大島2768番地６
破産者　森　美保子（旧姓小平）
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１７号
新潟県岩船郡関川村大字下関881番地
破産者　佐藤　成一
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第６７号
岐阜県不破郡垂井町綾戸1166番地の３　河原道町営住宅３棟48号
破産者　小熊　康明
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
静岡県三島市東壱町田７番地の３
破産者　長瀬　徳光
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
静岡県裾野市平松561番地の３　ヘーベルスズキ301、前住所静岡県沼津市新宿町19番地の１　パスコグランドマンション新沼津1013号
破産者　野田　裕子
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２９１号
静岡県沼津市御幸町22番34号
破産者　森田しづ江
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
静岡県浜松市中区曳馬３丁目36番25号
破産者　富永　大介
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３６０号
静岡県浜松市中区布橋１丁目17番40号城北パーソナルハイツW404
破産者　谷内田　薫（旧姓向井・恩田）
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１７１１号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字呑光寺西47番地２　マイハウスＳ
破産者　今枝　　肇
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４０号
名古屋市中区新栄１丁目25番９号　ヴェーラカーサ　ウルバーナ202号
破産者　吉田みゆき
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６１号
名古屋市昭和区白金２丁目７番13号　寿荘２Ｅ号
破産者　みつわ屋ことふる里こと　山本こずえ
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７７７号
愛知県半田市桐ケ丘３丁目６番地の１
破産者　竹内　元章
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８０２号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地１　408号棟103号室
破産者　別所まゆみ（旧姓中野）
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１９１号
愛知県東海市富木島町向イ165番地の１
破産者　細川　末子（旧姓松行）
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２９０号
名古屋市中川区八田町1805番地の２　アムール八田１階
破産者　山田　幸子
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２９３号
名古屋市緑区赤松513番地　クレアール102号
破産者　杉　　道正
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０３号
兵庫県多可郡多可町加美区大袋124番地、従前の住所神戸市垂水区桃山台４丁目８番地の10　ガーデンハイツ桃山台弐番館202号
破産者　髙橋　直樹
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９７号
広島県東広島市西条町田口164番地65
破産者　木原　一三
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４号
徳島県徳島市応神町東貞方字北野26番地の３　12－９、旧住所徳島県徳島市応神町吉成字西吉成129番地の１
破産者　井内　秀治
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部